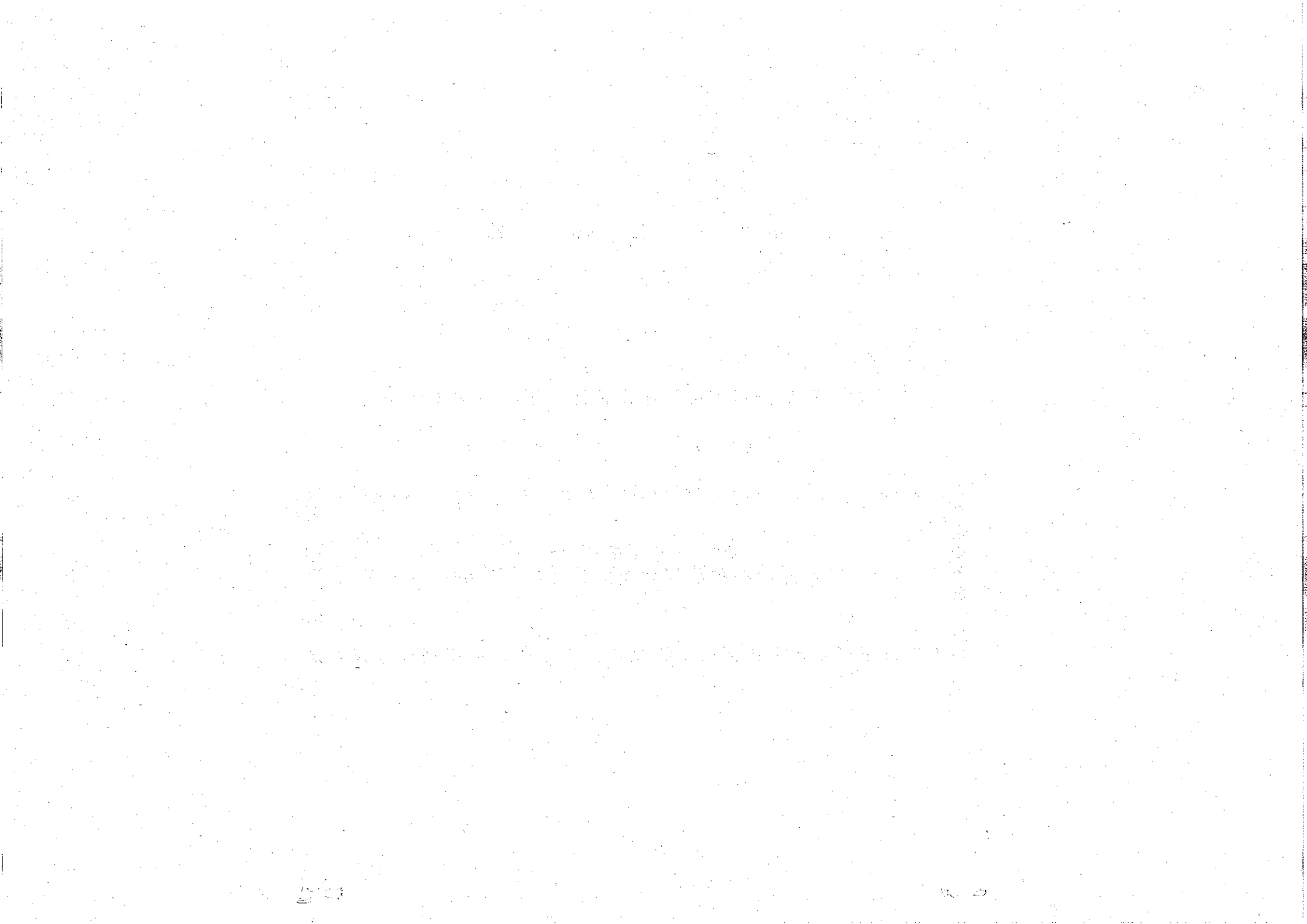


平成 22 年第 3 回箕面市議会定例会議案  
(追加第 3 号)

第 99 号議案 箕面市火災予防条例改正の件

箕 面 市



第九十九号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の五に次の一号を加える。

六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（提案理由）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

